

第6回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成26年4月14日（月）午前10時から正午まで

2 場所

法務省10階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

（1）難民認定制度に関する専門部会

山本部長代行，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，野口委員，柳瀬委員，
渡邊委員

（2）法務省

榊原入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，山下警備課長，
小新井参事官，君塚難民認定室長 他

（3）オブザーバー

外務省，UNHCR駐日事務所

4 議事概要

法務省から難民認定制度の現状について説明を行うとともに，各論点について議論を行った。
委員から出された主な意見や発言は，以下のとおりであった。

- 難民条約にない基準を新たに入管法に加えることを議論するのではなく，あくまでも難民条約の解釈の中で，同条約の主旨，目的に合致した応用ができるかということを議論すべきではないか。
- 難民認定の定義を変更することができないのであれば，補完的保護を導入することで，実質的に難民の定義を広げていくべきではないか。
- 補完的保護を日本に導入する場合に，人道配慮による在留許可の中で検討するのであれば，ガイドラインという形ではなく，定義や手続を定め，判断していくべき。
- 補完的保護は人権条約に基づく義務として履行されるものと考えるので，裁量行為としての人道配慮とは区別して考える必要があるのではないか。
- この専門部会が審議すべき事項の一つは，濫用的な申請をどう抑えるかという喫緊の課題である。難民該当性が明らかになく検討対象外と思われるような事例に係る審査手続について，これをどう整理していくのかというのは非常に大事な問題。
- 諸外国にあるような事前審査制度を導入し，特に複数回申請についてスクリーニングが可能な

いかという観点で議論をするのが良いのではないか。

- 欧州諸国でも、制度としては複数回申請が可能だが、必ずしも申請者全員がしているわけではないという状況があり、なぜそうなっているのか、確認・検討することは有益ではないか。
- 欧州では難民認定の基準、実例がある程度明らかになっており、申請者が結果を予見できることや、複数回申請への対応が法令レベルで明確に定められているということが複数回申請の抑止力になっているのではないか。
- 難民認定申請に関する人道配慮のガイドラインについて考えていく上で、現行の在留特別許可に係るガイドラインについての所管局の評価（利点、留意点等）はどうか。
- 異議申立手続における在留配慮の処理方針、制度上の位置付け等についても考えていくことが必要ではないか。
- 改正行政不服審査法案により創設される「審理員」について、関連法により難民審査参与員は審理員とみなされるとのことだが、職員のうち処分に関与しない者が審理員になるとの点について、難民審査参与員は処分に関与するのに審理員とみなされるのはなぜか。
(←事務局から、難民審査参与員は、一次審査に関与しないため、処分には関与しない者と整理される旨回答。)
- UNHCRによる難民認定基準ハンドブック、国際保護に関するガイドラインその他の条約解釈等について、国際的に重要な判断基準としての価値を認めることが必要ではないか。
- 日本に来て難民申請する人の大半が稼働目的だと思うが、これは、労働移民の合法的な受入れ制度がないため、稼働を目的とする難民保護の制度を使っているという状況が生じているのではないか。

以上